

## 地方独立行政法人市立秋田総合病院の中期目標に係る業務の実績に関する評価基準

平成30年6月7日市長決裁  
令和元年10月4日一部改正  
令和4年5月27日一部改正

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条の規定および地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務の実績に関する評価基本方針（平成30年6月7日市長決裁）に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）における中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

### 1 評価の趣旨

中期目標に掲げた各項目の達成状況又は達成見込みの状況の調査および分析の結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、総合的な評価を行うことにより法人の業務運営の改善および充実に資するとともに、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、次期中期目標に反映する。

### 2 評価の実施

法人の評価は、項目別評価および全体評価により行う。

#### (1) 項目別評価

##### ア 法人による自己評価

(ア) 法人は、様式1「地方独立行政法人市立秋田総合病院第 期中期目標期間業務実績（見込み）評価書」の「項目別評価実施状況」に基づき、中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の最小単位の項目（以下「小項目」とい

う。)ごとに自己評価を行い、法人の活動全体について、業務の実施状況、財務状況、特色ある取組その他の特記事項等を付して業務実績(見込み)調書として提出する。

(イ) 自己評価の際には、次の5段階の基準により、その判断の理由を付して進捗状況の評価する。

**【評価基準】**

V : 中期計画を大幅に上回って実施している。

(達成度が120パーセント以上で顕著な実績と認められるもの)

IV : 中期計画を計画どおり実施している。

(達成度が100パーセント以上と認められるもの)

III : 中期計画をおおむね実施している。

(達成度が85パーセント以上100パーセント未満と認められるもの)

II : 中期計画を十分には実施していない。

(達成度が85パーセント未満と認められるもの)

I : 中期計画を実施していない。

(中期計画が未実施と認められるもの)

※ 定量的な指標がない項目については、上記の基準に準じて評価するものとする。

※ 社会情勢等の変化による事業の遅延又は中止等が生じた項目については、評価を行わないことができる。

**イ 市による評価**

(ア) 市は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評価が異なる場合には、その理由等を示すものとする。

(イ) (ア)を踏まえ、中期目標に掲げた各項目の達成状況又は達成見込みの状況について、各事業年度における業務の実績、法人による自己評価等を総合的に確認し、次に掲げる中期目標の大項目ごとに、5段階の基準により、その達成状況又は達成見込みの状況の評価する。

【評価項目：中期目標大項目】

- ① 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（良質で安全な医療の提供）
- ② 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（医療に関する調査および研究）
- ③ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（人材の確保と育成）
- ④ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（地域医療への貢献）
- ⑤ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（災害時の体制強化）
- ⑥ 業務運営の改善および効率化に関する事項
- ⑦ 財務内容の改善に関する事項
- ⑧ その他業務運営に関する重要事項

【評価基準】

S：特に優れた実績を上げている。

（市が特に認める場合）

A：中期目標を達成している。

（市の小項目別評価が全てV又はIV）

B：中期目標をおおむね達成している。

（市の小項目別評価でIの項目がなく、Ⅲ以上の割合が9割以上）

C：中期目標を十分には達成できていない。

（B評価となるものを除き、市の小項目別評価でI又はIIの項目がある。）

D：業務の大幅な改善が必要である。

（市が特に認める場合）

※ 上記の基準は目安であり、社会情勢等の変化による事業の遅延又は中止等、小項目ごとの重要性等を考慮して決定する。

(ウ) 法人の取組を社会に積極的にアピールすることならびに法人全

体の改善および充実を図る観点から、特筆すべき事項を付すものとする。

(2) 全体評価

ア 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、業務の達成状況又は達成見込みの状況、財務状況又は財務見込みの状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

イ アと併せて、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付すものとする。

ウ 評価は、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施するものとする。

# 地方独立行政法人市立秋田総合病院

第〇期中期目標期間業務実績（見込み）評価書

〇〇 年 月

秋田市

## □ 全体評価

- ・事業の実施状況について
- ・財務状況について
- ・法人のマネジメントについて
- ・中期計画の達成状況について
- ・組織、業務運営に係る改善事項等について

## □ 項目別評価

- 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置(良質で安全な医療の提供)

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(医療に関する調査および研究)

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 3 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(人材の確保と育成)

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 4 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(地域医療への貢献)

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 5 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(災害時の体制強化)

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 6 業務運営の改善および効率化に関する事項

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 7 財務内容の改善に関する事項

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

- 8 その他業務運営に関する重要事項

評価	
----	--

(特筆すべき事項等)

項目別評価実施状況

中期目標					
連番	中期計画	目標指標	中期目標期間の業務実績および自己評価の理由 【業務実績】 ※特記事項 【自己評価の理由】	法人の自己評価	自己評価と異なる市長の理由

※「中期目標期間の業務実績および自己評価の理由」は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を評価する際は、「中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績および自己評価の理由」とすること。  
 ※「特記事項」は、制度改正の説明等、業務実績の内容を補足する必要がある場合に記載すること。